

物品第 号

収
入
印
紙

物品修繕請負契約書

1 名 称

2 場 所

3 修繕請負の期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 請負代金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)

5 契約保証金 免除

上記の物品修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により公正な修繕請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、発注者及び受注者は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 柏市柏五丁目10番1号

発注者 氏 名 柏市

柏市長 秋 山 浩 保 印

住 所

受注者 氏 名 印

(総則)

第1条 発注者(以下「発注者」という。)及び請負者(以下「受注者」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は契約書記載の修繕業務(以下「業務」という。)を契約書記載の修繕請負の期間(以下「請負期間」という。)内に完成し、この契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は受注者に対し契約書記載の請負代金額(以下「請負代金額」という。)を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(指示等、届出及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)並びに届出は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(個人情報の保護)

第3条 受注者は、この契約に関し知り得た柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第2条第2項に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

2 受注者は、個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾がない限り、第三者に個人情報の取扱いの再委託又は下請けをさせてはならない。

5 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合を除き、個人情報を複製し、又は複製してはならない。

6 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全管理の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合(当該支障が生じるおそれがあると発注者が認めることにつき相当な理由がある場合を含む。)は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者の指示を受け、これに従わなければならない。

7 受注者は、個人情報が記録された媒体を、この契約により行う業務の終了後発注者と協議の上直ちに発注者に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄若しくは消去をしなければならない。

8 受注者は、個人情報が記録された媒体の搬送において、社会通念上安全が確保された措置を講じなければならない。

9 受注者は、その従業者が個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

10 受注者は、第4項の個人情報の取扱いの再委託又は下請けをさせる場合は、その取扱いの再委託又は下請けをさせる個人情報の安全管理が図られるよう、再委託又は下請けをさせる者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

11 発注者は受注者に対し、第6項に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関して報告をさせることができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

12 発注者は受注者の個人情報の管理状況が不適切と認められるときは受注者に対して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

13 前各項に掲げる事項に受注者が違反した場合は、発注者はこの契約を解除できるものとし、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(業務工程表等の提出)

第4条 受注者は、この契約の締結の日から7日以内に設計図書に基づいて業務工程表及び請負代金内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要であると認めるときは、前項に規定する業務工程表(以下「業務工程表」という。)を受領した日から7日以内に受注者に対してその修正を請求することができる。

3 発注者は、この約款の規定により請負期間又は設計図書が変更された場合において必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替え、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の制限)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項に規定する主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその内容を明らかにして発注者の承認を得なければならぬ。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受注者は、前項の規定により発注者の承認を受けた業務につき請負者又は下請負人を決定したときは、当該業務の着手前に発注者に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、施工方法等を指定した場合において設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(担当職員)

第8条 発注者は、この契約に係る担当職員(以下「担当職員」という。)を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 発注者が担当職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。

(業務担当者)

第9条 受注者は、業務の管理を行う担当者(以下「業務担当者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務担当者を変更したときも、同様とする。

2 業務担当者は、この契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の支払の請求及び受領、次条第1項に規定する請求の受領、同条第2項に規定する決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、受注者の有する権限のうち業務担当者に委任せず受注者自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該行使しようとする権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務担当者等に係る措置請求)

第10条 発注者は、業務担当者、受注者の使用人又は第6条第3項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者がこの契約の履行につき著しく不適当と認めるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行状況の調査等)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者のこの契約の履行状況を調査し、又は受注者に対し報告若しくは資料の提供を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により発注者が行う調査又は発注者が求める報告若しくは資料の提供を拒んではならない。

(設計図書等と契約履行内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 受注者は、この契約の履行の内容が設計図書、発注者の指示又は発注者と受注者との間の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき(受注者が発注者の指示又は発注者が提供した材料が不適当であることを知りながら告げなかったときを除く。)は、発注者は、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、特記仕様書及び質問回答書の内容が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の履行条件とが相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、前項の規定により調査を行ったときは、当該調査の結果を取りまとめ、当該調査の終了後14日以内に、当該調査の結果を受注者に通知しなければならない。

4 発注者は、第1項に規定する調査の結果同項に規定する事実が確認された場合において必要があると認めるときは、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5 発注者は、前項の規定により設計図書の変更又は訂正を行った場合において、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(設計図書等の変更等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条において「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(業務の中止等)

第15条 発注者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動し業務を行うことができないと認めるときは、直ちに業務の中止内容を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、相当の理由があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときはその増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による請負期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により請負期間内に業務及び成果物の引渡しを完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に請負期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による請負期間の短縮等)

第17条 発注者は、特別の理由により請負期間を短縮する必要があるときは、請負期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の規定により請負期間を延長すべき場合において特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる請負期間に満たない請負期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(請負期間の変更方法)

第18条 第12条から前条まで又は第28条の規定により請負期間の変更を行おうとする場合における当該請負期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が決めて受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負期間を変更すべき事由が生じた日(第16条の場合

にあつては発注者が請負期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が請負期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第19条 第12条から第15条まで、第17条又は第28条の規定により請負代金額の変更を行う場合における当該請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額を変更すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

3 第12条から第15条まで、第17条、次条、第28条又は第32条の規定により発注者が費用を負担する場合の負担額又は損害を賠償する場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、当該措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 発注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認める部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第21条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。)については、受注者が負担する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第22条 発注者及び受注者は、業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費について、各自の当該損害への寄与の割合に応じて、負担するものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第23条 発注者は、第12条から第15条まで、第17条、第20条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定めて受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定めて発注者に通知することができる。

(終了報告及び検査等)

第24条 受注者は、業務を終了したときはその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査(以下この条において「検査」という。)を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、特に必要があると認めるときは、成果物の一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

3 前項の場合において、検査又は復元に要する費用は、受注者が負担するものとする。

4 発注者は、第2項の規定による検査によって業務の完了を確認した後受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちにに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項に規定する検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(請負代金の請求及び支払)

第25条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したとき(前条第6項において準用する場合を含む。)以下本条において同じ。)は、発注者が指定する日までに発注者に適法な請求書を提出することにより、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定により提出された請求書を受領した日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数は、前項の期間(以下本条において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し及び部分払)

第26条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下本条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第24条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第5項及び前条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替え、これらの規定を準用する。

2 前項において準用する前条第1項の規定により、受注者は、部分引渡しに係る請負代金として、指定部分に相応する請負代金の10分の9以内の金額の部分払を請求することができる。ただし、性質上分割計算のできるものにあつては、既済部分に対してその金額を請求することができる。

3 第1項においては、前2条の規定を準用する。ただし、これらに基づく部分払の請求は、請負期間中 回を超えることができない。

(第三者による代理受領)

第27条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において第25条第1項(前条第1項及び同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されており、かつ、委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第25条第2項(前条第1項及び同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(請負代金の不払に対する受注者の業務中止)

第28条 受注者は、発注者が第26条第1項又は同条第3項において準用する第25条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは請負期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときはその増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第29条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において当該成果物に瑕疵があることを発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第24条第4項(第26条第1項又は同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は引渡しを受けた日から10年とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第30条 受注者の責めに帰すべき理由により請負期間内に業務及び成果物の引渡しを完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から第26条の規定により既に部分払がされた額を控除した額について前項に規定する受注者の履行遅滞が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。以下同じ。)で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第25条第2項(第26条第1項及び同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額について当該支払の遅延が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除権の行使)

第31条 発注者は、第3条第13項、次項又は第33条に定めるものを除くほか、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、請負期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。
- (3) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) この契約の履行に係る監督又は検査に際し、当該監督又は検査に携わる発注者の職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく、第4条第1項に規定する期間内に業務工程表及び請負金額内訳書を提出しないとき又は発注者の再提出要求に応じないとき。
- (6) 第6条の規定に違反したとき。
- (7) 第3項各号に規定する理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品修繕請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

2 第3条第13項、前項、又は第33条に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により設計図書又は業務に関する発注者の指示を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第15条の規定による業務の中止期間が請負期間の10分の5（請負期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(解除の効果)

第32条 第3条第13項、前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第26条に規定する部分引渡し等に係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第3条第13項、前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第26条の規定により部分引渡しを受けている場合には当該引渡部分を除く。以下この条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金（以下本条において「既履行部分請負代金」という。）を請求を受けた日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定めて受注者に通知する。

4 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

5 前条第3項の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為に係る発注者の解除権)

第33条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第49条の排除措置命令又は独禁法第62条第1項の納付命令であつてこの契約に関して受注者に違反行為があつたとしてなされたものが確定したとき。

(2) この契約に関して受注者に対して独禁法第7条の2第18項及び第21項の規定による通知がなされたとき。

(3) 受注者、受注者の役員又は受注者の使用人についてこの契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条（独禁法第89条第1項又は第90条（第3号を除く。））の違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき（執行猶予の場合を含む。）。

2 前条第1項から第4項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第34条 受注者は、受注者の役員又は受注者の使用人について前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額に請負代金額の支払の日から当該損害賠償金の支払の日までの間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額の利息を付して、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げるときであつて独禁法違反の行為が、独禁法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約に関して受注者がした独禁法違反の行為が独禁法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であると認められるときその他発注者が特に認めるときは、適用しない。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であつた者又は受注者の構成員であつた者に対して同項に規定する損害賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び受注者の構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の場合において、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者（前項の場合においては受注者の代表者であつた者及び受注者の構成員であつた者）に対し、その超える損害の額の賠償を請求することができる。

(不当要求等)

第35条 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(2) 業務を行うために受注者が使用している下請負人（以下この号において「下請負人」という。）が暴力団等から業務妨害又は不当要求を受けた場合はき然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(損害金)

第36条 前各条に定めるもののほか、この契約の各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関することについては、当該当事者の債務の不履行が生じた後に、発注者と受注者との間で別途協議するものとする。

(紛争の解決)

第37条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(疑義の決定等)

第38条 この約款の解釈について疑義を生じたとき又はこの約款に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議し合意の上、定めるものとする。